

新製品紹介 ～路面切削機ロードカッタ ER555F～

酒井重工業は、このたび従来の路面切削機 ER552F-1 をモデルチェンジし、新たに ER555F として全国販売しました。

新型路面切削機 ER555F は、道路運送車両の保安基準平成 26 年排ガス規制および特定特殊自動車排出ガス 2014 年基準に適合した車両です。

1972 年に ER160 を開発して以来、多くのお客様に育てられながら進化しつづけ実績を積み重ねてまいりました。このたびも安全性、施工品質、環境対策、メンテナンス性をそれぞれ大きく進化させております。



第109号

発行所 酒井重工業株式会社
住所 東京都港区芝大門 1-4-8
電話 03-3434-3401
FAX 03-3434-3419
発行人 水内 健一

1) 安全性の向上

全てに優先されるべき安全についてサカイは妥協いたしません。

5 台のカメラと 3 台のモニタを搭載しました。運転席と左右の作業装置側のモニタは、死角となりがちな場所のカメラ映像を自動切換えで映し出します。また、前後にミハールと安全バンパを標準装備としました。

2) 施工品質の向上

ER500F から四半世紀を経て ACCS IV は大きく進化しました。

車高変化によるドラムの動きを格段に向上させております。切削開始のその瞬間から違いを感じられます。

更に、散水タンクに防錆加工された鋼板を使用し、錆による不具合を抑制しました。

3) 施工環境の向上

オペレータ周辺の環境と健康を第一に考え、集じん装置を搭載しました。

4) 経済性の向上

最大限の仕事を行うため、ドラムシステムを見直しました。また、冷却ファンの風量を自動制御し、更にアイドルリング・ストップの採用で燃料消費を削減します。

5) その他標準装備

エアコンプレッサ、電動格納ミラー、ダンプ用フラッシュライトなども新しく搭載しております。



ER555F

今後ともサカイのロードカッタにご期待ください。

製品仕様

質量	運転質量	28,900 kg
寸法	全長×全幅×全高	10,455mm×2,460mm×2,800mm
作業装置	切削幅	2,050mm
機関	メーカー/形式	コマツ SAA6D140E-7-B
タンク容量	燃料タンク	600L
	散水タンク	2,000L

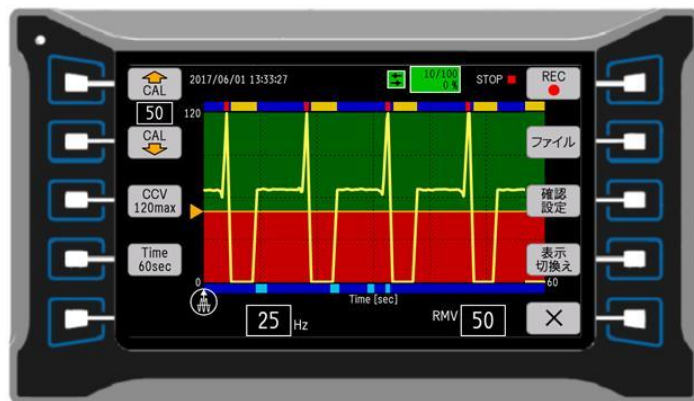
新商品紹介 ～新型 CCV（締固め管理装置）～

酒井重工業は、加速度応答法による締固め管理装置として実績のある CCV をリニューアルし、新型 CCV として販売いたします。従来機と同様、GNSS（Global Navigation Satellite System / 全球測位衛星システム）を用いた転圧管理システムとの通信（データ出力）が可能で、単体での運用性も向上しております。表示または出力される CCV 値の特性および精度は従来と同等です。

CCV は、土工用として 2003 年から製造販売されており、2011 年には NETIS（国土交通省新技術登録システム）に登録されました。新型 CCV も NETIS 登録番号 KT-100107-VR として活用できます。

1) 視認性の向上

ディスプレイが液晶となり、これまで LED ランプで表示していた CCV が格段に見易くなりました。従来と同様の「グラフ表示」では、CAL（目標値）を数値化するとともに、2色の色分けが常時確認できるようになりましたので、CCV の値が高い、低い、または目標値付近であるなどの判断が容易となりました。「メータ表示」への変更も行えますので、CCV を数値で確認することが出来ます。



グラフ表示

2) データ記録機能の追加

情報化施工、建設 ICT および i-construction の普及にともない、GNSS を用いた転圧管理が普及している中で、厳密な位置情報を必要としない試験施工や小規模工事を想定して、従来のようにノートパソコンを接続せずともディスプレイにデータを記録できるようになりました。

記録したデータは USB メモリを使用して取出し、Excel 等で確認できるファイル形式となっております。



メータ表示

3) 取扱説明書の閲覧

ディスプレイで取扱説明書が閲覧できるようになりました。操作方法の確認やトラブルシューティングなど、必要に応じてご利用下さい。また、電源につきましても DC10～30V まで対応可能となりました。

平成 29 年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰

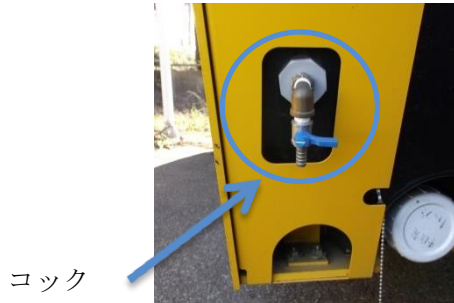
弊社社長・酒井一郎が国土交通大臣表彰を受けました。受賞の理由としては「多年建設機械業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した」ことです。

酒井重工業は、今後も世界の国土建設に貢献できる企業を目指して努力して参ります。

点検・整備要領 ～タイヤローラ散水ポンプ・呼び水方法2～

今号は、散水ポンプのケース内に水が無く、エアー噛みで水を吸い上げない場合の対処を説明します。

手順1 散水タンク確認(コックを操作して水が入っているか確認)



手順2 散水ポンプ（呼び水タンクの下）のコックを（↓）の位置にする



手順3 散水フィルタ横のコックを（↗）の位置にする



手順4 タイヤ散水ポンプ（車体左側ステップの下）のコックを（↗）の位置にする。



手順5 エンジン・キーを ON にし、タイヤ散水ポンプ・スイッチを ON にする。タイヤ散水ポンプのケース内を散水タンクからの水でいっぱいにする。いっぱいになったらタイヤ散水ポンプ・スイッチを OFF にする。

手順6 散水フィルタ横のコックを（↙）の位置にする。

手順7 揚水、路面、他車給水用途別にレバー位置を合わせ散水ポンプのスイッチを ON にして使用する。

中小企業経営強化税制 ～「攻めの投資」を支援する税制措置～

平成29年4月1日より「中小企業経営強化税制（即時償却・税額控除等）」が創設され「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例措置」と併用できる証明書の様式が変更になります。

なお、生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日までの取得分をもって終了致しました。

【適用対象】

- ・平成29年4月1日から平成31年3月31日にまでに取得した設備（中古資産・貸付資産不可）

※固定資産税の軽減措置(地方税)と即時償却等（国税）との併用が可能

【対象者及び税制措置】

- ・資本金3千万以下の法人 ⇒ 即時償却又は税額控除10%
- ・資本金3千万円超1億円以下の法人 ⇒ 即時償却又は税額控除7%

※大企業の子会社を除く

※物品賃貸目的に物品賃貸業者が取得する資産は固定資産税の特例のみ適用

【手続き】

優遇税制を受けるためには、①工業会発行の証明書をメーカーから受け取り、②証明書(写)とユーザー様に作成頂いた経営力向上申請書を併せて主務大臣へ提出後、認定書を受け取る必要があります。③認定書(写)・申請書(写)・証明書(写)を添付し、自治体及び税務署へご提出ください。

【設備要件】

要件1：旧モデルと比較して、「生産性が年平均1%以上向上」している

要件2：発売後10年以内の最新モデル

要件3「最低取得価額（単品160万円）」以上の機械設備（中古資産不可）

【その他要件】

※生産等設備を構成するものであること、事業の用に直接供される設備であること、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、等

サカイ製品のうち対象モデルは以下の機種です。

サカイの対象モデル(総合工事業用設備の場合)

ER555F SV513D
TZ703 R2-4



※固定資産税についての課税判断をするのは、各市町村です。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※小型特殊自動車の定義に区分されるものは軽自動車税の対象となり、本税制の対象にはなりません。

※税制の詳細は中小企業庁のHPをご覧ください。中小企業庁にお問い合わせください。

※小型特殊自動車に分類されるSW654、TW354、TW504、TS160-2は即時償却のみ適用です。